

平成29年4月21日

# 雲 仙 市

担当課	産業部 観光物産課
担当者	課長補佐 伊藤 彰悟
電話	0957-38-3111
FAX	0957-38-3205
メール	suishin@city.unzen.lg.jp

## 「ヒルクライムチャレンジシリーズ 2012 雲仙普賢岳大会」に係る 告発に対する処分通知について(追加資料)

平成24年9月に雲仙市内で開催された自転車レース「ヒルクライムチャレンジシリーズ2012雲仙普賢岳大会」の実行委員会の一部関係者に対する市の告発について、不起訴処分となったことをお知らせしておりましたが、告発した平成26年10月当時に配布した資料を参考を送付いたします。

## 告 発 の 概 要

### 【告発人】

雲仙市長 金澤 秀三郎

### 【被告発人】

「ヒルクライムチャレンジシリーズ2012雲仙普賢岳大会」実行委員会の一部関係者

### 【告発内容】

被告発人の次の告発事実に記載の行為は、刑法第246条1項に該当すると思料いたしますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告発いたします。

### 【告発事実】

被告発人は、雲仙市の自然景観を活用したスポーツツーリズムの誘致により、これまでの雲仙市にない客層の誘客を生み出す魅力的な事業を雲仙温泉街の関係者に働きかけることを目的とする「ヒルクライムチャレンジシリーズ2012雲仙普賢岳大会」（平成24年9月9日実施）の実行委員会のものであるが、平成24年度長崎県21世紀まちづくり推進補助金を詐取しようと企て、上記事業の実行に当たり、実際には経費として支出していないにもかかわらず、支出したかのように装うために、経費の支出なく業者から受領した領収書や、経費を支払ったものの、その全額あるいは一部を寄付として受け入れたため、結果的に領収書の金額に見合う支出をしていない領収書を、上記補助金額を確定するために必要な補助金実績報告書に添付したうえ、平成25年4月10日に、長崎県知事に対し、上記補助金実績報告書を提出し、長崎県地域振興課職員をして、実際に同補助金実績報告書添付の領収書通りの経費の支払いがなされたものと誤信させ、もって、同年5月15日に、長崎県から、実際交付を受けられる補助金よりも総額55万9000円水増しされた補助金の交付を受けてこれを騙取したものである。

### 【告発に至る経緯等】

ヒルクライムチャレンジシリーズ2012雲仙普賢岳大会は、雲仙市の自然景観を活用したスポーツツーリズムの誘致により、これまでの雲仙市にない客層の誘客を生み出す魅力的な事業を雲仙温泉街の関係者に働きかけることを目的として、平成24年9月9日に実施された大会である。同大会は、長崎

県から交付される平成24年度長崎県21世紀まちづくり推進補助金（以下「県補助金」という）および雲仙市から交付される平成24年度雲仙市観光振興事業補助金（以下「市補助金」という）を活用することとされ、ヒルクライムチャレンジシリーズ2012雲仙普賢岳大会実行委員会（以下「実行委員会」という）からは、平成24年7月24日に雲仙市に対し市補助金の申請が、同年8月22日には、長崎県に対し、県補助金の申請がそれぞれなされ、同年8月22日には、雲仙市および長崎県から、実行委員会に対し、それぞれの補助金の交付決定がなされた。

その後、平成24年9月9日に大会は開催されたが、大会終了後、市補助金については、平成25年3月29日に、県補助金については、同年4月10日にそれぞれ補助金実績報告書の提出がなされ、市および県においては、添付された領収書等により、実績額を算出し補助金の額をそれぞれ確定した。ところが、その後、平成25年10月に、市監査委員による同補助金の随時監査が行われ、その結果、実績報告書の提出遅延、会計処理については、出納簿が作成されておらず、現金管理による現金出納帳の不備、通帳と実績報告書の支出額の不一致など4項目について指摘を受けた。

市監査委員による上記指摘を受けて、市では、経理の実態を把握するため、実行委員会に出納簿の提出を求め確認した結果、数字の不一致や金銭の授受が一部ないものが判明したため、収入の受け入れ先及び支払先を訪問し、1件1件の内容を精査する実態調査を実施した。その結果、実行委員会から経費を支払う際に、金銭を支払わず領収書を受領しているものや、経費は支払ったものの、その全額あるいは一部を寄付として受け入れたものなどが見受けられた。その内訳は、支払った金額の全部が寄付されたものが12件、27万4550円、支払った金額の一部が寄付されたものが6件、21万6660円、金銭の授受がなく、支出の全額を寄付として計上されたものが8件、77万6260円となっていた。そして、実行委員会では、これらの経費もすべて補助対象額に含めて実績報告書を提出していた。

以上のように、支出の実態の伴わない領収書が、実績報告書に添付されていたが、そもそも補助金は公金であるから、補助制度の制度趣旨からして、支払実態のない領収書及び寄付金との相殺によるものについては、当然に補助金の対象から除外されるべきものであった。かかる手法による精算では、実際の支払額を上回る補助金対象金額により補助金が算出される結果、市補助金については、当初交付決定額100万円には影響が生じないものの、県補助金につい

ては、55万9000円の減額が生じることとなるものである。

かかる実態については、告発人において、雲仙市議会や県に対して報告したが、特に雲仙市議会においては、法に則り適正に対処すべきであるとの強い要請がなされたことから、告発に及んだものである。

なお、上記騙取した金額は、あくまで、強制力を伴わない市の調査の結果によるものであり、実際の被害金額は、これを上回る可能性もあり、貴署に置かれては厳正に捜査のうえ、実態を明らかにして頂くことを要望する。

また、本件に関しては、雲仙市において、県に対し、県の被害について告訴すべきことを要請したが、県は、補助金の返還を求めることで事態を収束したい意向であることから、告発人としては、刑事訴訟法第239条第2項の趣旨に則り本告発に及んだ次第である。